

(趣旨)

第1条 この要領は、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）第11条に基づき、町の公式ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町公式ホームページ 南知多町が管理する公式ホームページをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載料（予定価格である場合を含む。以下同じ。）及びその他の条件等は、総務課長が別に定める。

2 総務課長は、前項の規定による広告掲載料の決定にあたっては、町公式ホームページの作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は、町の広報紙及び町公式ホームページ等による公募を原則とする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りではない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する単位は、原則として1か月とする。

2 町公式ホームページに広告の掲載を希望するもの（以下、「広告掲載希望者」という。）が望むときは、総務課長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）により、掲載しようとする広告案等を添えて、指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 前条の申込書を受理したときは、要綱第3条及び南知多町広告掲載審査基準（平成23年3月1日施行。以下「基準」という。）の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項において、広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるとき又は同一の枠に2以上の広告掲載の申込みがあったときは、別に定めた方法により選定する場合を除き、抽選により決定するものとする。

3 前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知（様式第2号）するものとする。

(契約の締結)

第8条 広告掲載を決定したときは、町と広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、双方で契約書を取り交わさなければならない。ただし、当該決定した広告掲載にかかる掲載料が50万円を超えない場合にあっては、広告主が広告掲載料を納付することによりこれに代えるものとする。

(広告掲載料の納付等)

第9条 広告主は、広告掲載の決定を受けた期間にかかる広告掲載料を町が指定する期日ま

でに一括納付するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を町が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が要綱第3条第2項及び基準に抵触していると判断されるときは、町は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の各号に該当する場合には、町は広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 広告主が書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) その他、町公式ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告を取り消した場合においては、町は広告主に対し、その賠償の責めを負わないとともに、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 前条の規定にかかわらず、広告掲載の取り消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の保障)

第14条 広告掲載期間内に、町の都合で町公式ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、町が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(適用除外)

第15条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により広告掲載を行う場合においては、第4条から第10条までの規定は適用しない。ただし、広告主が要綱第3条及び基準の規定に抵触する場合は、その広告を掲載しないものとする。

(その他)

第16条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年 3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7年12月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

南知多町長 様

申込者
住所（所在地）
名称及び代表者
連絡先
担当者職氏名
電話番号
Eメール

印

広告掲載申込書

南知多町公式ホームページ広告取扱要領第6条の規定に基づき、以下のとおり申し込みます。また、南知多町が納税状況等について調査することに同意します。

広告主の業種 事業の概要			
広告の内容			
掲載希望期間	年	月	日～年 月 日（か月）
リンク先URL	http://		
広告掲載料	金	円	（5,000円×か月）
遵守事項	1. 南知多町の定める広告掲載に関する各規定を遵守します。 2. 本町の町税の滞納はありません。		
備考			

※広告掲載案を添付してください。

※町税等の滞納がないかを確認するため、他市町に納税している場合は、納税証明書を添付してください。

※南知多町に納税している場合は、本町によって納税状況を確認しますので、納税証明書の添付を省略できます。

本書をもって、納税状況を確認することに同意したとみなします。

※町税とは、町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税とします。

様式第2号（第7条第3項関係）

年 月 日

様

南知多町長

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました広告掲載については、次のとおり決定しましたので、通知いたします。

- 広告掲載を決定しました。
- 残念ながら今回は広告掲載を見送らせていただきます。

掲 載 決 定 枠	
掲 載 決 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (カ月)
リンク先の H P アドレス	http://
掲 載 料 金	金 円 (消費税込み)
掲 載 料 金 の 納 付 期 限	年 月 日 () まで
広 告 原 稿 の 提 出 期 限	年 月 日 () まで
備 考	

掲 載 し な い 場 合 そ の 理 由	
--------------------------	--